

第15期「駐車環境整備事業」の募集要項

2019年1月9日

大手町・丸の内・有楽町地区

駐車環境対策協議会

大丸有駐車協議会では、「駐車環境整備事業の助成金に係る予算の執行に関する要綱」（別添：以下「要綱」）に基づき、第15期（2018年11月1日～2019年10月31日）の助成対象となる整備事業を募集いたします。

この助成金の制度は、「大丸有地区駐車場地域ルール」により附置義務台数の緩和を受けた地権者等からの負担金を原資とし、良好な駐車環境の維持、改善のための事業（「要綱」第2項 助成対象事業）を実施しようとする事業者に対し整備事業に要する費用を助成することを目的に、2009年11月から実施している事業です。

「要綱」第2項の助成対象事業（公益性を有する事業）については、助成金の上限額を「助成事業に要する総事業費の1/2かつ1,000万円を限度とする」とし、また助成対象を既存ビル（竣工後5年以上経過したビル）に限ることとしておりますが、特に推進すべき項目については、運営委員会にて「重点整備事業」に加え「新築ビルに対して助成する事業」を定め、助成比率や上限額を別途定めて募集を行うこととなりました。

事業者の方々におかれましては、是非この制度をご活用頂きたくご案内申し上げます。また、これらの重点整備事業以外でも駐車環境に係る事業を計画しておりましたらご相談ください。なお、すでに工事を着工し、現在継続している事業も対象となっております。ご不明な点がありましたら、事務局までお問合せください。

記

1. 助成対象となる事業者等

助成事業を申請できる事業者は、本協議会の会員。

（ここでの会員とは、一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会の会員および準会員、賛助会員です。）

2. 対象となる整備事業および助成金の対象範囲

(1) 「要綱」第2項の助成対象事業

- ・ 助成比率：総事業費の1/2
- ・ 上限額：1,000万円
- ・ 備考：既存ビル（竣工後5年以上経過したビル）に限る
駐車場で、一般・時間貸しをしているビルに限る

・対象事業：以下の通り

- ① 地区における移動の利便性向上に係る事業
(例) 交通サービスの充実、歩行者ネットワークの充実、等
- ② 路外駐車場の利便性向上に係る事業
(例) 駐車場案内・予約システムの導入、駐車場のネットワーク化、等
- ③ 駐車場、道路の安全性の確保に係る事業
(例) 駐車場の改善、自費工事等による道路の改善、等
- ④ 荷捌き駐車施設の整備事業
(例) 館内共同集配の導入^{※1}、荷捌き駐車施設の整備、等
- ⑤ 路上駐車の抑止に係る事業
(例) 路上駐車の抑止に資する設備整備、等
- ⑥ 自動二輪、自転車の駐車施設整備に係る事業
(例) 駐車場内での自動二輪駐施設整備、ビル外構や駐車場内での駐輪施設整備、等
- ⑦ その他駐車環境の改善に係る事業
(例) 駐車場需要のデータ収集のための設備整備^{※2}、EV用急速充電器の整備^{※3}、等
- ⑧ 交通に関する実証実験に係る事業
(例) 自動運転の実証実験、等

(2) 第15期重点整備事業

- ・助成比率：総事業費の1/1
 - ・上限額：審査
 - ・備考：既存ビル（竣工後5年以上経過したビル）に限る
駐車場で、一般・時間貸しをしているビルに限る
 - ・対象事業：以下の通り
- ① 駐車場の安全性確保に係る事業
 - ② 駐車場需要のデータ収集のための設備整備^{※2}
 - ③ 路上駐車の抑止に資する設備整備
 - ④ 地区内の歩行者ネットワークの利便性・安全性向上に資する設備整備
 - ⑤ 館内集配の導入に係る機材整備^{※1}

(3) 第15期新築ビルに対して助成する事業

- ・助成比率：総事業費の1/2
 - ・上限額：1,000万円
 - ・備考：新築ビル（竣工後5年未満のビル）を対象
駐車場で、一般・時間貸しをしているビルに限る
 - ・対象事業：以下の通り
- ① 駐車場需要のデータ収集のための設備整備^{※2}
 - ② EV用急速充電器の設備整備^{※3}

③駐車場予約システムのための設備整備

※上記3項目については、建設中ビルへの適用についても、相談に応じます。

(上記助成事業に係る補足)

- ※1 館内集配の導入に係る機材整備については、台車やロールボックスパレット等、機材のみ助成対象とします。
- ※2 駐車場需要のデータ収集のための設備整備については、車番認証カメラ、データ処理のためのパソコンおよびソフトウェア等、直接データの収集に必要な設備のみ助成対象とします。
- ※3 EV用急速充電器の設備整備については、当協議会以外の団体から補助金が存在しますが、その補助金の活用が困難な場合に限り、当協議会から助成を行います。

尚、原則、付帯工事・仮設工事には助成を行いませんので、ご注意ください。

3. 第15期助成金総額（予算）

¥426,830,283-

4. 申請、審査、選定

助成事業の申請にあたっては、別添の「規定様式について」（申請手続き）をご覧ください。
審査、選定は本協議会内の運営委員会が実施します。

5. 申請資料の提出期間

2019年1月15日（月）～2019年3月30日（金）

（ただし、この募集期間内において申請の助成金総額が第15期の予算総額に満たない場合は、予算の範囲内で提出期限後も随時募集いたします。）

6. 申請資料の提出方法

作成した申請資料は、事前に事務局へ電話連絡の上、直接事務局へご持参ください。

7. 提出・問い合わせ先

大手町・丸の内・有楽町地区駐車環境対策協議会

（略称：大丸有駐車協議会） 事務局 TEL03-3287-7731

住所： 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル 834区